

株 主 各 位

東京都港区海岸三丁目9番15号
株式会社バイク王&カンパニー
代表取締役社長 石 川 秋 彦

第17回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第17回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討いただき、お手数ながら同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年2月25日(水曜日)午後6時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年2月26日(木曜日)午前10時(受付開始 午前9時)
2. 場 所 東京都港区海岸一丁目11番2号
アジュール竹芝 14階「天平の間」
(会場が昨年と異なっておりますので、ご来場の際は、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違えのないようご注意願います。)
3. 会議の目的事項
報告事項 第17期(平成25年12月1日から平成26年11月30日まで)事業報告および計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 第17期剰余金処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役5名選任の件
第4号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。また、資源節約のため、この「招集通知」をご持参くださいますようお願い申しあげます。

◎株主総会参考書類、事業報告および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.8190.co.jp/company/>)に掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告

(平成25年12月1日から
平成26年11月30日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当事業年度における我が国経済は、政府の経済政策の効果や雇用環境の改善等により緩やかな回復傾向にあります。消費増税等にもなう消費者マインドの低下や、海外景気の下振れによる国内景気への影響が懸念される等、依然として先行き不透明な状況が続いております。

当社が属するバイク業界におきましては、国内におけるバイクの新車販売台数は約42万台（平成25年実績、出所：一般社団法人日本自動車工業会）となっており、前年よりも約4%増加しております。バイク保有台数は1,182万台（平成25年3月末現在、出所：一般社団法人日本自動車工業会）となっており全体として微減傾向にあります。比較的市場価値の高い原付二種以上のバイクの保有台数は僅かながら増加しております。また、当社の主たる販売先（出品先）である中古バイクオークション市場の相場は、前期をやや上回って推移しております。

このような市場環境のもとで、当社は、「バイク王」として展開するバイク買取事業において、高収益車輛の買い取りを推進するとともに、効率的な出張買取が可能な体制を構築し積極的な営業活動を行いました。販売台数は前期を下回る結果となりました。平均売上単価（一台当たりの売上高）、平均粗利額（一台当たりの粗利額）は前期並みとなりました。

また、「バイク王ダイレクトSHOP」として展開するバイク小売事業において、下取り車輛買取等の促進による商品仕入れの強化、WEBからの問い合わせ対応強化等に努め既存店舗の収益力強化を図るとともに、小売販売店を1店舗新規出店いたしました。販売台数は前期をやや下回り、平均売上単価、平均粗利額も前期を下回る結果となりました。

このような中、全社において販売費及び一般管理費の抑制に取り組むことで、利益の確保に努めました。

以上の結果、売上高19,287,186千円（前期比4.3%減）、営業利益186,267千円（前期比54.1%増）、経常利益307,469千円（前期比14.0%増）、当期純利益143,127千円（前期比51.8%増）となりました。

セグメントの業績は次のとおりであります。

[バイク買取事業]

バイク買取事業に関しては、直営店舗数は64店舗、セグメント間取引消去前の売上高は16,167,214千円（前期比5.7%減）、経常利益は264,520千円（前期は72,048千円の経常損失）となりました。

なお、平成26年12月1日付で12店舗の統廃合を実施しており、直営店舗数は52店舗となっております。

[バイク小売事業]

バイク小売事業に関しては、直営店舗数は12店舗、セグメント間取引消去前の売上高は5,009,971千円（前期比7.2%減）、経常利益は27,454千円（前期比90.6%減）となりました。

[駐車場事業]

駐車場事業に関しては、引き続き既存事業地の収益力向上と採算性を重視した事業地開発を推進いたしました。

以上の結果、セグメント間取引消去前の売上高は810,009千円（前期比3.9%増）、経常利益は15,493千円（前期比68.4%減）となりました。

② 設備投資の状況

当事業年度において実施した設備投資等の総額は280,237千円であり、その主な内訳についてセグメント別に示すと以下のとおりであります。

〔バイク買取事業〕

本社の移転にともなう建物等	36,918千円
物流センター等の建物、設備等	46,736千円
基幹システム改修等	30,002千円

〔バイク小売事業〕

小売販売店の新規出店、移転にともなう建物等	71,138千円
小売販売店の新規出店、移転にともなう敷金及び保証金	4,810千円

〔駐車場事業〕

駐車場事業地の新設にともなうリース資産等	58,937千円
----------------------	----------

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産および損益の状況

区 分	第14期 (平成23年11月期)	第15期 (平成24年11月期)	第16期 (平成25年11月期)	第17期 (当事業年度) (平成26年11月期)
売 上 高 (千円)	23,411,985	20,768,196	20,150,768	19,287,186
営 業 利 益 又 は 営 業 損 失 (△) (千円)	831,102	△227,958	120,874	186,267
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△) (千円)	918,670	△92,357	269,769	307,469
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△) (千円)	446,486	△62,365	94,290	143,127
1株当たり当期純利益 又は当期純損失(△) (円)	3,230.84	△452.39	6.84	10.38
総 資 産 (千円)	6,138,706	5,693,412	5,789,306	5,661,529
純 資 産 (千円)	4,387,081	4,163,848	4,134,082	4,138,830
1株当たり純資産額 (円)	31,786.48	30,134.09	299.18	299.58

- (注) 1. 当社は、平成25年6月1日付で株式1株を100株とする株式分割を行っております。このため第16期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して第16期の1株当たり当期純利益を算定しております。
2. 記載金額は千円未満を切捨て、「1株当たり当期純利益又は当期純損失」および「1株当たり純資産額」は小数点以下第2位未満をそれぞれ四捨五入して表示しております。
3. 「1株当たり当期純利益又は当期純損失」は期中平均発行済株式総数に基づき、「1株当たり純資産額」は期末発行済株式総数に基づき算出しております。なお、発行済株式総数につきましては、自己株式を控除した株式数によっております。

(3) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社は長期的な成長を目指し、確実に経営戦略を遂行していくため、以下の課題について対処してまいります。

① 効率的な広告宣伝活動について

当社が属するバイク買取業界は、認知度の高さとお客様の目に触れるという身近な親しみ易さが競争優位につながる業態であることから、広告宣伝活動は当社のビジネスモデルの起点であり、顧客獲得のための必須要素であります。このため、当社では顧客獲得、企業認知度の向上、「バイク王」のブランディング、またバイク買取業界全体の認知度向上も含めて積極的な広告宣伝活動を展開してまいりました。

この結果、「バイク王」については一定の認知度を獲得できましたが、売上高に占める広告宣伝費の割合の抑制が重要な経営課題となっております。

したがって、広告出稿媒体・方法・内容の精査・見直しにより全体として広告宣伝費を抑制しながら、訴求したい顧客層に対する当社ブランド・サービスの浸透を目指し、広告宣伝活動の効率化および最適化を図ってまいります。

② 組織体制と機能の強化について

当社は、意思決定の迅速化による経営効率化を進めるとともに業務執行に対する監督機能の強化を図るために、経営の監督機能、意思決定機能および執行機能を明確化することが必要であると考えております。このため、平成26年12月1日付で執行役員制度を導入し、機能の分離と権限の委譲を進めております。

また、今後は、バイク買取事業とバイク小売事業において、従来以上の連携・融合が必要になると考えております。このため、これらをより有効に機能させるために、従来、独立していた各事業のマネジメント組織を統合し、新たに平成26年12月1日付でバイクライフプランニング事業部を設置いたしました。

今後も、経営の効率化、業務執行に対する監督機能の強化および業務執行の迅速化等の視点から、継続的な組織体制の見直しと強化を図ってまいります。

③ 顧客層の拡大について

当社は従来の広告宣伝活動に留まらず、地域特性や年齢等の顧客属性を踏まえたマーケティングを強化し、バイク買取事業、バイク小売事業、駐車場事業におけるシナジーを創出しながら顧客層の拡大を図ってまいります。

④ バイクの販売価格について

当社は業者向けオークションを介した販売を主として行っており、オークション相場が当社の業績に大きく影響します。

このため、当社はバイク整備体制の強化等による車輛品質の向上、適時適切なオークション会場への出品等の施策を推進することにより、当社の販売価格の維持・向上を図ってまいります。

⑤ バイクの買取価格について

当社においてバイク買取は商品仕入であり、適正な買取価格は、利益確保の源泉であります。

したがって、当社は販売価格の基となるオークション相場をデータベース化し、それに連動して買取価格を決定しておりますが、相場が急激に下落するような状況においても迅速な対応をとれるよう、体制の構築と見直しに努め、顧客満足度とのバランスを保ちつつより適正な買取価格の維持を図ってまいります。

⑥ 店舗展開等の効率化について

当社は「バイク王」において多店舗展開を推進してまいりましたが、外部環境の変化や「バイク王ダイレクトSHOP」の事業規模拡大にともない、移転・統廃合を含む効率的且つ最適な店舗展開の再検討が重要な課題と認識しております。このため、平成26年12月1日付で買取店12店舗の統廃合を実施しております。

今後も、バイク買取事業とバイク小売事業が融合した効果的な店舗・流通網の構築（移転・統廃合含む）を進めてまいります。

⑦ バイク小売事業の展開について

当社はバイク買取事業、バイク小売事業、駐車場事業のシナジー創出に重要なバイク小売事業においては、将来的な事業展開に備え「バイク王ダイレクトSHOP」の収益力強化に注力するとともに、バイク買取事業と融合した効果的な店舗展開を進めてまいります。

また、商品ラインナップの充実およびこれを補完する迅速な商品供給体制の構築等を推進し、幅広い顧客層への訴求を図ってまいります。

⑧ 駐車場事業の展開について

近年、バイクの違法駐車・駐車場不足が社会問題として指摘されており、快適にバイクを利用できる環境整備は、今後のバイク市場の発展に重要な課題であると認識しております。

バイク用駐車場の確保・整備は業界全体の取り組みとして推進しているものの、一般利用者への浸透が進んでおらず、普及拡大には時間がかかることが想定されます。当社は、長期的な視野から駐車場事業に取り組むこととし、マーケットの動向を踏まえながら、収益の確保を優先して慎重に事業地開発を図ってまいります。

⑨ 管理体制の充実・強化、人材育成の強化について

当社は、当社の管理および業務フローが正しく維持・適用されるように、管理体制全般の点検を継続的に実施し、内部管理体制の改善を図ってまいります。

また、外部環境の変化への対応、今後における一層の営業力強化等を目的に、教育研修制度および人事制度の充実を図り、従業員個々の能力開発および管理職のマネジメント能力向上等、人材育成の強化に取り組んでまいります。

⑩ 良好なバイク環境構築への取り組みについて

近年、バイクの放置車輛、不法投棄等の様々な環境問題が生じており、バイク業界全体の課題として挙げられています。当社は、バイクに関わる事業展開を通じて、ユーザーにリユースを促し、資源再利用による循環型社会形成に貢献してまいります。

また、駐車場事業の推進による違法駐車の軽減等、環境問題改善へのソリューションを積極的に推進し、良好なバイク環境の確保・構築に努めてまいります。

(5) 主要な事業内容(平成26年11月30日現在)

事業名	事業内容	ブランド名
バイク買取事業	バイク買取販売	バイク王
バイク小売事業	バイク小売販売	バイク王ダイレクトSHOP
駐車場事業	駐車場用地の開発および駐車場の運営	パーク王

(6) 主要な事業所(平成26年11月30日現在)

名 称		所 在 地
本 社		東京都港区
インフォメーションセンター		埼玉県さいたま市大宮区
第二インフォメーションセンター		秋田県秋田市
筑波物流センター		茨城県つくば市
さいたま物流センター		埼玉県さいたま市桜区
横浜物流センター		神奈川県横浜市鶴見区
神戸物流センター		兵庫県神戸市中央区
福岡物流センター		福岡県糟屋郡
買取店	北海道・東北エリア	宮城県仙台市泉区等3店舗
	関東エリア	埼玉県さいたま市北区等26店舗
	信越・北陸エリア	新潟県新潟市中央区等3店舗
	東海エリア	愛知県名古屋市守山区等7店舗
	近畿エリア	大阪府大阪市東住吉区等13店舗
	中国・四国エリア	広島県広島市南区等5店舗
	九州・沖縄エリア	福岡県糟屋郡等7店舗
小売 販売店	東北エリア	宮城県仙台市泉区
	関東エリア	神奈川県相模原市南区等7店舗
	東海エリア	愛知県名古屋市港区等2店舗
	近畿エリア	兵庫県伊丹市
	九州エリア	福岡県糟屋郡

(注)平成26年12月1日付で買取店12店舗の統廃合を実施しております。

(7) 使用人の状況(平成26年11月30日現在)

当社の使用人の状況

セグメントの名称	使用人数	前事業年度末 比増減	平均年齢	平均勤続年数
バイク買取事業	619名	32名減		
バイク小売事業	154名	16名増		
駐 車 場 事 業	9名	1名増		
合計または平均	782名	15名減	33.2歳	6.3年

(注) 正規使用人のみで派遣社員・パートタイマーは含んでおりません。

(8) 主要な借入先の状況(平成26年11月30日現在)

借 入 先	借入金残高
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	50,000千円
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	50,000千円

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 普通株式 60,000,000株
(2) 発行済株式の総数 普通株式 15,315,600株
(自己株式1,500,000株を含む)
(3) 株主数 3,552名
(4) 大株主(上位10名)

株主名	持株数	持株比率
石川秋彦	3,922,900株	28.4%
加藤義博	3,059,000株	22.1%
有限会社 ケイ	900,000株	6.5%
株式会社 ユー・エス・エス	773,300株	5.6%
本多均	764,000株	5.5%
株式会社 ジャステイス	524,000株	3.8%
石川 ゆかり	423,600株	3.1%
バイク王&カンパニー従業員持株会	343,500株	2.5%
加藤 信子	294,000株	2.1%
株式会社 ジャスト	150,000株	1.1%

- (注) 1. 当社は、自己株式を1,500,000株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。
3. 持株比率は、小数点以下第1位未満を四捨五入して表示しております。

- (5) その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況(平成26年11月30日現在)
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の状況(平成26年11月30日現在)

会社における地位	氏 名	担 当
代表取締役社長	石 川 秋 彦	マーケティング戦略部門・インフォメーションセンター・第一/第二買取事業部・商品流通事業部管掌
取締役会長	加 藤 義 博	内部監査室管掌
常務取締役	大 谷 真 樹	小売事業部・駐車場事業部管掌
取 締 役	山 縣 俊	コーポレート部門・コミュニケーション部門・業務サポート室管掌
取 締 役	齊 藤 友 嘉	
常勤監査役	産 形 昭 夫	
監 査 役	諏 訪 浩	
監 査 役	山 口 達 郎	

- (注) 1. 取締役齊藤友嘉氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役諏訪浩氏および山口達郎氏は、社外監査役であります。
 3. 監査役諏訪浩氏は、大手金融機関の審査部に所属し、長年に亘り、多くの企業の経理・財務の分析・研究に従事した経験を有しており、会計・企業財務に関する相当程度の知見を有しております。
 4. 当社は、取締役齊藤友嘉氏および監査役諏訪浩氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 5. 平成26年12月1日付の組織変更にともない、取締役の担当を次のとおり変更いたしました。

会社における地位	氏 名	担 当
代表取締役社長	石 川 秋 彦	マーケティング戦略部門・インフォメーションセンター・バイクライフプランニング事業部・駐車場事業部管掌
常務取締役	大 谷 真 樹	商品流通事業部管掌

(2) 事業年度中に退任した取締役および監査役
 該当事項はありません。

(3) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の総額

区 分	支給人員	報酬等の額
取 締 役 (うち社外取締役)	5名 (1名)	147,450千円 (4,800千円)
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	15,000千円 (7,800千円)
合 計 (うち社外役員)	8名 (3名)	162,450千円 (12,600千円)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成17年11月29日開催の第7回定時株主総会において年額200,000千円以内と決議いただいております。
 2. 監査役の報酬限度額は、平成13年10月20日開催の第3回定時株主総会において年額20,000千円以内と決議いただいております。

(4) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係
 該当事項はありません。
- ② 他の法人等の社外役員等としての重要な兼任の状況および当社と当該他の法人等との関係
 該当事項はありません。
- ③ 責任限定契約の内容の概要
 当社と社外取締役および各社外監査役は、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は法令が規定する額を限度額としております。
- ④ 当事業年度における主な活動状況

地 位	氏 名	主な活動状況
社外取締役	齊藤友嘉	当事業年度開催の取締役会18回中17回に出席し、主に弁護士としての専門的見地から意見を述べ、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
社外監査役	諏訪 浩	当事業年度開催の取締役会18回中18回に出席し、報告事項や決議事項について適宜質問するとともに、必要に応じて意見を述べております。 当事業年度開催の監査役会15回中15回に出席し、内部統制等について適宜、必要な発言を行っております。
社外監査役	山口達郎	当事業年度開催の取締役会18回中18回に出席し、報告事項や決議事項について適宜質問するとともに、必要に応じて意見を述べております。 当事業年度開催の監査役会15回中15回に出席し、内部統制等について適宜、必要な発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
・当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	23,500千円
・当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	23,500千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約におきまして、「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額には合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人の解任または不再任の決定の方針は、特に定めておりません。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6. 業務の適正を確保するための体制

当社は、業務の有効性・効率性、財務報告の信頼性、法令等の遵守、資産の保全の4つの目的を達成するために、「内部統制システムの基本方針」を定め、内部統制システムの整備・運用を推進し、リスクマネジメントを行う。

また、代表取締役社長を最高責任者とした内部統制委員会を設置し、内部統制システムの整備・運用を推進する。

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① バイク王&カンパニーグループ企業行動憲章およびコンプライアンス規程を制定し、当社グループの取締役および従業員は法令・定款および当社グループの規程・規則等ならびに社会規範を遵守して事業活動を行う。また内部統制委員会コンプライアンス部会を設置し、当社グループのコンプライアンスを推進する。
- ② 取締役は、取締役会の決定に基づき、各取締役の業務分担に応じた業務を執行し、その状況を取締役に報告する。
- ③ 会社情報開示については、内部統制委員会情報開示部会において、情報開示の基本方針、開示手順等を定め、情報の適正性・適時性および公正性を確保する。
- ④ 内部監査部門として内部監査室を設け、業務監査、個人情報監査、内部統制の整備・運用状況の有効性評価等を実施し、コーポレートガバナンスの強化に向けた取組みを支援する。
- ⑤ コンプライアンスに関する相談窓口として、内部通報制度を設ける。内部通報制度の情報受領者は、社内のホットライン部会、第三者機関である弁護士および通報制度受付窓口の専門会社とし、従業員等からの通報により組織的または個人に関わる法令に違反するおそれのある事由等の未然防止に取り組む。
- ⑥ 監査役は、株主の負託を受けた独立の機関として取締役の職務の執行を監査することにより、企業の健全で持続的な成長を確保し、社会的信頼に応える良質な企業統治体制を確立する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制整備

取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理規程に基づき保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存、管理することとし、定められた保存期限内は閲覧可能な状態を維持することとする。

- (3) 損失の危険の管理に関する規定その他の体制
- ① 損失の危険の管理については、リスク管理規程を定め、内部統制委員会がグループの横断的なリスクマネジメントを行い、発生の未然防止・低減に努める。また取締役または各部署の業務責任者が業務上のリスクマネジメントを行い、発生の未然防止・低減に努める。
 - ② 重大なリスクが発生した場合は、緊急対策本部を設置し損害の拡大防止、被害の最小化を図る。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制として、取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、取締役会規程および取締役会付議事項を定め、取締役会が決定すべき事項を明確にする。
 - ② 当社グループの経営方針および経営戦略に関わる重要事項については事前に当社業務執行取締役ならびに本部長、副本部長等によって構成されるグループ経営会議において審議し、その審議を経て取締役会に上程する。
 - ③ 取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、業務分掌規程において、それぞれの責任者およびその責任、執行手続きの詳細について定める。
- (5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 子会社の経営の自主性を尊重しつつ、グループ経営の適正化および効率化に資するため、バイク王&カンパニーグループ企業行動憲章、コンプライアンス規程および内部通報制度を遵守し、当社グループの業務の適正を確保する体制を整備する。
 - ② 当社の取締役が子会社の取締役を兼務し、経営のモニタリングを行いガバナンスの強化を図るとともに、子会社管理規程を制定し当社に報告すべき事項を定める。
 - ③ 内部監査室は子会社について経営方針、諸規程、業務マニュアル等に準拠した業務が行われているかを監査する。
 - ④ 取締役は当社グループにおいて法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合は、監査役会に報告する。また、監査役は当社の取締役に對し意見を述べるとともに、改善策を求めることができる。

(6) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役会が職務を補助すべき使用人を求めた場合は、監査役の職務を補助すべき使用人として、当社の使用人から監査役補助者を任命することとする。監査役補助者の評価は監査役会が行い、監査役補助者の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については監査役会の同意を得た上で取締役会が決定することとし、取締役会からの独立性を確保する。

(7) 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制および監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 取締役および使用人は、法定の事項に加え、当社およびグループ各社に重大な影響を及ぼすおそれのある事項、内部監査の実施状況、不正行為や重要な法令違反ならびに定款違反行為、内部通報制度による通報状況等、その他重要な事項等を速やかに監査役に報告する。

② 監査役は、取締役会の他、グループ経営会議等の重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書、その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求めることができる。

③ 監査役は、内部監査室および会計監査人と情報交換に努め、連携して当社およびグループ各社の監査の実効性を確保する。

7. 会社の支配に関する基本方針

当社は、会社の財産および事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針は、特に定めておりません。

貸借対照表

(平成26年11月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	4,021,849	流 動 負 債	1,225,007
現金及び預金	2,309,825	買掛金	162,736
売掛金	241,354	短期借入金	100,000
リース債権	5,747	リース債務	44,411
商品	919,324	未払金	425,726
貯蔵品	23,531	未払費用	164,133
前払費用	338,193	未払法人税等	27,700
繰延税金資産	112,262	未払消費税等	121,550
未収入金	69,149	前受金	97,708
その他	2,923	預り金	54,346
貸倒引当金	△463	前受収益	798
固 定 資 産	1,639,679	店舗閉鎖損失引当金	6,432
有 形 固 定 資 産	858,818	商品保証引当金	5,712
建物	594,482	資産除去債務	11,249
構築物	69,176	その他	2,500
機械及び装置	2,741	固 定 負 債	297,690
車両運搬具	16,848	リース債務	67,371
工具、器具及び備品	39,040	資産除去債務	215,917
リース資産	129,578	その他	14,401
建設仮勘定	6,950	負 債 合 計	1,522,698
無 形 固 定 資 産	65,314	純 資 産 の 部	
商標権	4,096	株 主 資 本	4,138,830
意匠権	26	資本金	590,254
ソフトウェア	40,460	資本剰余金	609,877
電話加入権	7,631	資本準備金	609,877
その他	13,099	利 益 剰 余 金	3,334,508
投 資 そ の 他 の 資 産	715,546	利益準備金	13,250
関係会社株式	268,800	その他利益剰余金	3,321,258
出資金	330	別途積立金	1,230,000
長期貸付金	2,000	繰越利益剰余金	2,091,258
従業員長期貸付金	643	自 己 株 式	△395,810
長期前払費用	7,893	純 資 産 合 計	4,138,830
繰延税金資産	25,488	負 債 ・ 純 資 産 合 計	5,661,529
敷金及び保証金	393,246		
その他	17,152		
貸倒引当金	△8		
資 産 合 計	5,661,529		

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(平成25年12月1日から
平成26年11月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		19,287,186
売上原価		
商品期首たな卸高	1,208,573	
当期商品仕入高	8,459,754	
商品保証引当金繰入額	328	
合計	9,668,656	
商品期末たな卸高	919,324	
商品売上原価	8,749,332	
その他の事業原価	719,611	9,468,943
売上総利益		9,818,242
販売費及び一般管理費		9,631,975
営業利益		186,267
営業外収益		
受取利息及び配当金	1,644	
クレジット手数料収入	52,802	
助成金収入	26,645	
受取賃貸料収入	8,616	
雑業外収入	36,991	126,699
営業外費用		
支払利息	4,900	
雑損	596	5,497
経常利益		307,469
特別利益		
固定資産売却益	9	
新株予約権戻入益	7,405	7,415
特別損失		
固定資産除却損	2,336	
固定資産売却損	323	
減損	37,775	40,435
税引前当期純利益		274,448
法人税、住民税及び事業税		37,333
法人税等調整額		93,987
当期純利益		143,127

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成25年12月1日から
平成26年11月30日まで)

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金	
				別途積立金	繰越利益 剰 余 金	
平成25年12月1日残高	585,957	605,579	605,579	13,250	1,230,000	2,086,022
事業年度中の変動額						
新株の発行 (新株予約権の行使)	4,297	4,297	4,297			
剰余金の配当						△137,891
当期純利益						143,127
株主資本以外の項目の事 業年度中の変動額(純額)						
事業年度中の変動額合計	4,297	4,297	4,297	—	—	5,236
平成26年11月30日残高	590,254	609,877	609,877	13,250	1,230,000	2,091,258

	株主資本			新株予約権	純資産合計
	利益剰余金	自己株式	株主資本 合 計		
	利益剰余金 合 計				
平成25年12月1日残高	3,329,272	△395,810	4,124,998	9,083	4,134,082
事業年度中の変動額					
新株の発行 (新株予約権の行使)			8,594	△1,678	6,916
剰余金の配当	△137,891		△137,891		△137,891
当期純利益	143,127		143,127		143,127
株主資本以外の項目の事 業年度中の変動額(純額)				△7,405	△7,405
事業年度中の変動額合計	5,236	—	13,831	△9,083	4,747
平成26年11月30日残高	3,334,508	△395,810	4,138,830	—	4,138,830

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品および貯蔵品については、主として個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、建物（建物附属設備は除く）については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物(附属設備)	7～22年
構築物	3～20年
機械及び装置	5年
車両運搬具	2～6年
工具、器具及び備品	5～18年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 店舗閉鎖損失引当金

将来の閉鎖が見込まれる物流拠点等について、今後発生する閉鎖に伴う損失に備えるため、合理的に見込まれる発生見込額を計上しております。

③ 商品保証引当金

当社が販売した商品のアフターサービスに対する費用支出に備えるため、過去の実績に基づき発生見込額を計上しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

ファイナンス・リース取引に係る収益及び費用の計上基準

リース取引開始日に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

(6) その他計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	1,492,832千円
(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
関係会社に対する短期金銭債権	160,949千円
関係会社に対する短期金銭債務	1,245千円

3. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
売上高	10,069,804千円
販売費及び一般管理費	98,096千円
営業取引以外の取引による取引高	9,885千円

(2) 減損損失

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

用 途	場 所	種 類	減 損 損 失 (千円)
事業用資産	バイク王長野店他 (19事業地)	リース資産	9,228
		建 物 他	28,546

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位に基づき資産の用途により、事業用資産については主に独立した会計単位である事業所単位で、資産のグルーピングを行っております。

事業用資産は、営業活動から生ずるキャッシュ・フローが継続してマイナスとなっている、今後の改善が困難と見込まれる事業所等について、資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、当該資産の回収可能価額は使用価値を零として測定しております。

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び数

普通株式 15,315,600株

(2) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式 1,500,000株

(3) 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成26年 2月26日 定時株主 総会	普通株式	利益剰余金	68,938	5.00	平成25年 11月30日	平成26年 2月27日

② 中間配当金支払額等

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成26年 7月4日 取締役会	普通株式	利益剰余金	68,953	5.00	平成26年 5月31日	平成26年 8月4日

(4) 当事業年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

平成27年2月26日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案する予定であります。

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年 2月26日 定時株主 総会	普通株式	利益剰余金	69,078	5.00	平成26年 11月30日	平成27年 2月27日

5. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生の原因別の内訳

(繰延税金資産)

① 流動資産の部

たな卸資産評価損	5,790千円
未払事業税	4,343
未払事業所税	4,022
未払賞与否認	25,482
店舗閉鎖損失引当金	2,289
資産除去債務	4,004
繰越欠損金	57,170
その他	9,723
繰延税金資産（流動）小計	112,828
評価性引当額	△566
繰延税金資産（流動）合計	112,262

② 固定資産の部

減価償却超過額	24,894千円
繰延資産償却超過額	3,307
減損損失	34,110
資産除去債務	76,866
その他	6,629
繰延税金資産（固定）小計	145,808
評価性引当額	△82,035
繰延税金資産（固定）合計	63,773
繰延税金資産合計	176,035

(繰延税金負債)

固定負債の部	
有形固定資産	△38,284千円
繰延税金負債（固定）合計	△38,284
繰延税金資産の純額	137,750

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった
 主要な項目別の内訳

法定実効税率	38.0%
(調整)	
住民税均等割	7.5%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.8%
新株予約権戻入益等益金に算入されない項目	△1.3%
評価性引当額の減少	△0.6%
税効果会計適用税率差異	3.3%
その他	0.2%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>47.9%</u>

6. リースによる使用する固定資産に関する注記

(1) オペレーティング・リース

(借主側)

未経過リース料

1 年 内	98,305千円
1 年 超	498,055千円
合 計	<u>596,360千円</u>

(貸主側)

未経過リース料

1 年 内	8,616千円
1 年 超	54,569千円
合 計	<u>63,185千円</u>

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については預金等の安全性の高い金融資産で行い、また、資金調達については銀行借入により調達する方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金および未収入金は、主にオークション売上および国内の取引先にかかるものであり、顧客の信用リスクに晒されております。

関係会社株式は、業務上の関係を有する非上場企業の株式であり、企業価値の変動リスクに晒されております。

敷金及び保証金は、主に買取販売店・小売販売店・駐車場の出店等にかかるものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

出資金は、出資先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金、未払費用および預り金は、その全てが1年以内の支払期日であります。

短期借入金は、主に営業取引にかかる資金調達であります。

法人税、住民税及び事業税の未払額である未払法人税等は、そのほぼ全てが2ヶ月以内に納付期限が到来するものであります。

ファイナンス・リース取引にかかるリース債務は、主に設備投資に必要な資金調達を目的としたものであります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

(イ) 信用リスクの管理

当社は、「与信管理規程」に従い、取引先ごとの期日管理および残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を一定期間ごとに把握し、財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図る体制を構築しております。

(ロ) 資金調達に係る流動性リスクの管理

当社は、各部署からの報告に基づき財務担当部門が適時に資金繰計画を作成・更新し担当取締役へ報告することで、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成26年11月30日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含めておりません。

	貸借対照表計上額 (千円)	時 価 (千円)	差 額 (千円)
(1) 現金及び預金	2,309,825	2,309,825	—
(2) 売掛金	241,354		
貸倒引当金(*)	△316		
	241,037	241,037	—
(3) 未収入金	69,149		
貸倒引当金(*)	△105		
	69,044	69,044	—
(4) 敷金及び保証金	393,246	378,364	△14,881
資産計	3,013,154	2,998,272	△14,881
(1) 買掛金	162,736	162,736	—
(2) 短期借入金	100,000	100,000	—
(3) リース債務	111,783	111,955	171
(4) 未払金	425,726	425,726	—
(5) 未払費用	164,133	164,133	—
(6) 未払法人税等	27,700	27,700	—
(7) 預り金	54,346	54,346	—
負債計	1,046,427	1,046,598	171

(*) 売掛金および未収入金に対して計上している貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金、および(3) 未収入金

これらは短期で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 敷金及び保証金

これらは、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金、(4) 未払金、(5) 未払費用、(6) 未払法人税等、および(7) 預り金

これらは短期で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) リース債務

これらは、元利金の合計額を、新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	貸借対照表計上額 (千円)
関係会社株式 (非上場株式)	268,800
出資金	330

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	2,309,825	—	—	—
売掛金	241,354	—	—	—
未収入金	69,149	—	—	—
敷金及び保証金	66,776	53,360	158,079	115,029
合 計	2,687,106	53,360	158,079	115,029

4. リース債務の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
リース債務	44,411	28,178	19,222	13,032	5,910	1,027
合 計	44,411	28,178	19,222	13,032	5,910	1,027

8. 持分法損益等に関する注記

関連会社に対する投資の金額	268,800千円
持分法を適用した場合の投資の金額	226,641千円
持分法を適用した場合の投資損失 (△) の金額	△6,104千円

9. 資産除去債務に関する注記

(1) 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

① 当該資産除去債務の概要

当社は、バイク買取事業およびバイク小売事業における店舗等並びに駐車場事業における事業地について不動産賃貸契約を締結しており、当該不動産賃貸契約における賃借期間終了時の原状回復義務に関し資産除去債務を計上しております。

② 当該資産除去債務の金額の算定方法

バイク買取事業およびバイク小売事業における店舗等並びに駐車場事業における事業地については、使用見込期間を5年から22年、割引率は0.12%から1.93%を採用しております。

③ 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	251,432千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	21,281千円
時の経過による調整額	2,537千円
資産除去債務の履行による減少額	△48,085千円
当事業年度末残高	227,166千円

(2) 資産除去債務のうち貸借対照表に計上していないもの

該当事項はありません。

10. 関連当事者との取引に関する注記

(単位：千円)

種類	会社等の名称	議決権の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注2)	科 目	期末残高
関連会社	㈱ジャパンバイク オークション	所有直接 30.0%	オークション 取引	オークション の売上(注1)	10,069,804	売 掛 金	160,910

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. オークション売上については、㈱ジャパンバイクオークションのオークション規約により、一般会員と同様の取引条件によっております。
2. 取引金額には消費税等を含めておりません。

11. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	299円58銭
1株当たり当期純利益	10円38銭

12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年1月16日

株式会社 バイク王&カンパニー

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大 高 俊 幸 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 陸 田 雅 彦 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社バイク王&カンパニーの平成25年12月1日から平成26年11月30日までの第17期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成25年12月1日から平成26年11月30日までの第17期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係わる内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年1月21日

株式会社バイク王&カンパニー
監 査 役 会

常勤監査役 産 形 昭 夫 ㊟
社外監査役 諏 訪 浩 ㊟
社外監査役 山 口 達 郎 ㊟

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 第17期剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、財務体質の強化、継続的な企業価値の向上に努め、将来の事業展開等を勘案のうえ、内部留保および利益配分を決定しております。

内部留保につきましては、従来より進めてまいりました借入金等に大きく依存しない財務基盤を前提に、業務の一層の効率化・売上の増加を図るための新規出店、システム整備および将来の事業強化につながる戦略的投資等、将来の経営効率を高めるための事業基盤強化の原資に充当してまいります。

配当につきましては、安定的な配当を行うことを念頭に置きつつ、業績等を勘案したうえで配当金額を決定してまいります。

第17期の期末配当につきましては、かかる方針をふまえ、当期の業績その他諸般の事情を勘案いたしまして、以下のとおりとさせていただきますと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 株主に対する期末財産の割当に関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金5円 総額69,078,000円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
平成27年2月27日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社の経営の監督機能、意思決定機能および執行機能を明確化することで、意思決定の迅速化によるさらなる経営効率化を進めるとともに、業務執行に対する監督機能の強化を図ることを目的として、平成26年11月10日開催の取締役会において、執行役員制度を導入することを決議いたしました。これに伴い、以下の変更を行うものであります。

- (1) 取締役会にて執行役員を選任し得る旨を明確化するため、変更案第32条（執行役員）を新設するものであります。
- (2) 上記の変更に伴い、条数の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

具体的な変更の内容は次のとおりであります。

(下線は、変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第4章 取締役および取締役会	第4章 取締役および取締役会
第20条～第31条（条文省略）	第20条～第31条（現行どおり）
（新設）	<u>（執行役員）</u>
	第32条 <u>当社は、取締役会の決議により、執行役員をおくことができる。</u>
第32条～第48条（条文省略）	第33条～第49条（現行どおり）

第3号議案 取締役5名選任の件

本定時株主総会の終結の時をもって取締役5名全員は任期満了により退任となります。つきましては、取締役5名の選任をお願いするものであります。なお、1名は社外取締役候補者であります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	いしかわ あきひこ 石川 秋彦 (昭和39年9月23日)	昭和62年2月 (株)ナショナルオート入社 平成6年9月 メジャーオート(有)設立 代表取締役社長 平成10年9月 当社設立 取締役会長 平成18年3月 (株)パーク王取締役 平成20年9月 SIAM IK CO.,LTD. 設立 取締役社長 平成23年2月 当社代表取締役会長 平成23年3月 当社内部監査室・業務サポート室・教育研修室管掌 平成25年12月 当社マーケティング戦略部門・インフォメーションセンター・第一/第二買取事業部・商品流通事業部管掌 平成26年2月 当社代表取締役社長(現任) 平成26年12月 当社マーケティング戦略部門・インフォメーションセンター・バイクライフプランニング事業部・駐車場事業部管掌(現任)	3,922,900株
2	かとう よしひろ 加藤 義博 (昭和46年1月31日)	平成3年3月 (株)ナショナルオート入社 平成9年11月 (有)ケイ設立 代表取締役社長 平成10年9月 当社設立 代表取締役社長 平成15年12月 (有)ケイ 取締役 平成19年6月 (株)アイケイモーターサイクル代表取締役社長 平成23年3月 当社企画本部管掌 平成25年12月 当社内部監査室管掌(現任) 平成26年2月 当社取締役会長(現任)	3,059,000株
3	おおたに まき 大谷 真樹 (昭和46年1月22日)	平成9年11月 (有)オーケイ 取締役 平成12年11月 当社入社 平成13年1月 当社取締役営業本部長 平成19年2月 (株)アイケイモーターサイクル 取締役 平成19年5月 (株)パーク王 取締役 平成19年11月 当社取締役副社長 営業本部管掌 平成20年6月 当社ダイレクトショップ本部長 平成21年12月 当社教育研修室管掌 平成23年9月 (株)パーク王代表取締役 平成24年3月 当社駐車場事業部管掌 平成25年12月 当社小売事業部管掌 平成26年2月 当社常務取締役(現任) 平成26年12月 当社商品流通事業部管掌(現任)	—

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
4	やま がた たかし 山 縣 俊 (昭和25年1月14日)	平成16年6月 太平洋興発(株) 監査役 平成19年8月 当社入社 平成19年11月 (株)パーク王 取締役 (株)アイケイモーターサイクル 取締役 平成20年11月 当社取締役(現任) 総合管理本部管掌 平成23年3月 当社管理本部管掌 平成24年3月 当社コーポレート部門・コミュニケーション部門管掌(現任) 平成25年12月 当社業務サポート室管掌(現任)	13,200株
5	さい とう とも よし 齊 藤 友 嘉 (昭和28年6月21日)	昭和57年4月 第一東京弁護士会弁護士登録 平成9年1月 日本弁護士連合会事務次長 平成13年8月 司法制度改革推進準備室内閣参事官 平成21年4月 齊藤法律事務所開設(現任) 平成25年2月 当社取締役(現任)	—

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 齊藤友嘉氏は、社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。
3. 齊藤友嘉氏は、東京証券取引所の定める独立役員として届け出ており、本総会において齊藤友嘉氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員となる予定であります。
4. 社外取締役候補者の選任理由について
齊藤友嘉氏は、平成25年2月の就任以来本総会終結の時をもって在任期間が2年となりますが、当該期間中、弁護士としての豊富な経験と高度な専門知識を当社経営に活かしつつ、社会的公正な決定および経営監督の実効性向上の実現のために期待される役割を十分に発揮いただいております。今後も引き続き取締役会の意思決定に際して適切な指導をお願いできるものと判断し、選任をお願いするものであります。
5. 齊藤友嘉氏は、当社との間で会社法第427条第1項の規定に基づく同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令が規定する額であります。本議案が承認された場合、当社は齊藤友嘉氏との当該契約を継続する予定であります。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

また、この決議の効力は、当該決議後最初に開催される定時株主総会の開始の時までとし、就任前に限り監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

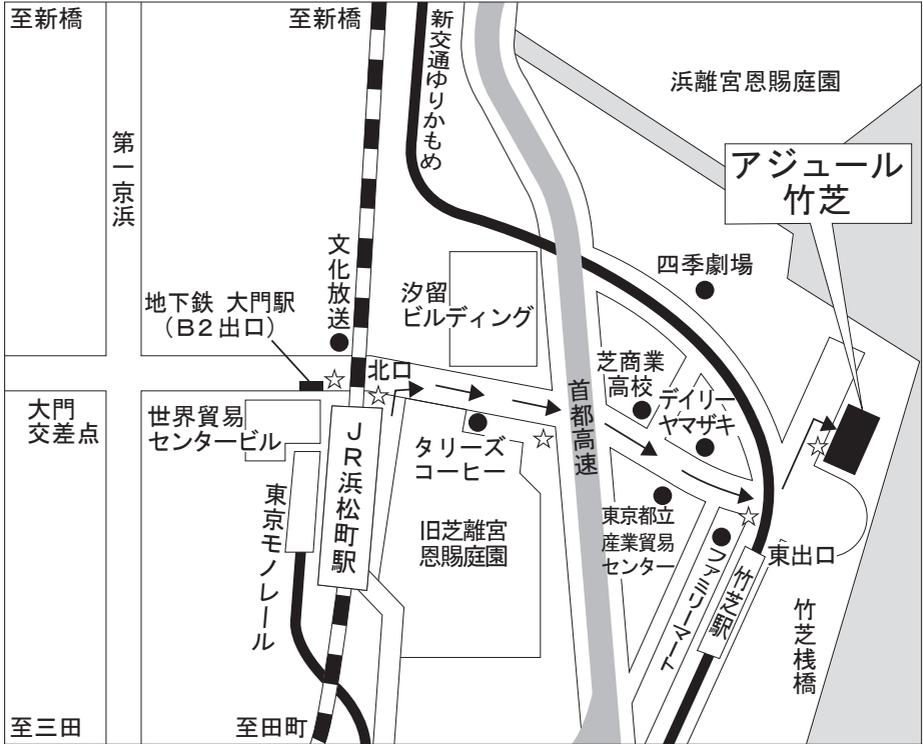
氏名 (生年月日)	略歴 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
樋口 功雄 (昭和17年2月16日)	昭和35年3月 ㈱リコー入社 平成元年6月 リコーロジスティック㈱経理部長 平成14年6月 同社監査役 平成18年6月 ㈱クオリテックストレージング監査役	800株

- (注) 1. 補欠監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 樋口功雄氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 樋口功雄氏は、経理部長としての経験を有し、また、これまで培ってきた豊富な実務ならびに監査役としての経験・知識を有しておられることから、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。
4. 本議案が承認され、樋口功雄氏が監査役に就任された場合には、独立役員として東京証券取引所に届け出る予定であります。
5. 本議案が承認され、樋口功雄氏が監査役に就任された場合には、社外監査役として、当社と樋口功雄氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づく同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。但し、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令が規定する額といたします。

以上

株主総会会場ご案内図

会 場 東京都港区海岸一丁目11番2号
アジュール竹芝 14階「天平の間」



※午前9時より、☆印周辺に係員を配置いたします。

交 通 JR、東京モノレール……………浜松町駅（北口）徒歩約7分
地下鉄（大江戸線・浅草線）…大門駅（B2出口）徒歩約8分
新交通ゆりかもめ……………竹芝駅 徒歩約1分

※昨年と株主総会会場が異なりますので、お間違えのないようご注意ください。
※駐車台数に限りがございますので、できるだけ公共の交通機関をご利用ください。